

蛇島汚水中継ポンプ場外越流管設置修繕

特記仕様書

盛岡市上下水道局上下水道部

下水道施設管理課

第1章 一般事項

(目的及び適用)

第1条 この特記仕様書は、蛇島汚水中継ポンプ場外越流管設置修繕の適正を期するために、本修繕に必要な事項を定めることを目的とする。これに記載されていない事項については、盛岡市下水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書(岩手県県土整備部)を参考に契約の適正な履行を図るものとする。

(修繕の場所及び期間)

第2条 本修繕の場所は、次によるものとする。

- (1) 蛇島汚水中継ポンプ場 盛岡市箱清水二丁目地内
- (2) 名乗沢第一マンホールポンプ場 盛岡市上米内字名乗沢地内

(契約時の提出書類)

第3条 受注者は契約締結時、次の書類を作成し、速やかに発注者へ提出し承認を得なければならない。なお、提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について(平成19年3月1日付け18盛契第137号財政部長通知)に定める様式に準ずるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、監督員の指示する様式によるものとする。

- (1) 修繕着手届
- (2) 当初工程表届
- (3) 現場責任者通知書
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

第2章 修繕内容

(修繕内容等)

第4条 本修繕内容及び範囲は、次によるものとする。

- (1) 蛇島汚水中継ポンプ場における流入マンホール(組立1号マンホール)から近接する雨水ボックスへ越流管(VU250mm)を設置する。
- (2) 名乗沢第一マンホールポンプ場における流入マンホール(特殊マンホール)から近接する雨水ボックスへ越流管(VU300mm)を設置する。

(本復旧)

第5条 加熱アスファルト混合物を舗設する場合は、気温が5℃を上回る日に実施すること。なお、5℃以下の気温で舗設する場合は、監督職員に協議すること。

第3章 その他

(その他)

第6条 本仕様書に、疑似等が生じた場合は、発注者と受注者の両者協議のうえ、決定することとする。